

石巻市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年2月19日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

- 1 監査対象部課等 教育委員会（各総合支所管内における教育機関及び附属機関等）
- 2 監査期間 令和元年11月25日から令和2年2月19日まで
- 3 監査対象範囲 令和元年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
（令和元年10月31日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 令和元年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。  
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

# 指 摘 事 項

## 1 平成28年度の定期監査において指摘したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
体育振興課 （追波川河川運動公園管理事務所）	収入事務	自動販売機に係る電気料の算定誤りについて 設置を許可している自動販売機に係る電気料（実費徴収）について、算定方法の見直しはなされたものの、算定単価を誤り、次のとおり過少に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。 なお、平成28年度の定期監査においても自動販売機設置に係る電気料の算定誤りについて指摘しているところであり、改善を強く求める。 （内容：4～11月分） 誤徴収額 82,618円 正徴収額 85,870円 過少徴収額 3,252円
体育振興課 （にっこりサンパーク）	収入事務	自動販売機に係る電気料の算定誤りについて 設置を許可している自動販売機に係る電気料（実費徴収）について、算定に用いる契約種別の見直しはなされたものの、算定単価の正負を誤り、次のとおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。 なお、平成28年度の定期監査においても自動販売機設置に係る電気料の算定誤りについて指摘しているところであり、改善を強く求める。 （内容：4～11月分） 誤徴収額 38,065円 正徴収額 37,219円 過大徴収額 846円

2 平成28年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
河南公民館	基本的事項	<p>文書事務において、文書收受印、決裁日付印、公印押印者の押印漏れ等が見受けられたので、教育委員会文書取扱規程等に基づき適正に処理すること。</p> <p>なお、本件は前回の定期監査で指導した内容であり、改善を強く求める。</p>

3 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項															
	項目	内容														
河南公民館	団体管理事務	<p>団体管理事務の不適正な会計処理について</p> <p>次のとおり不適正な会計処理が見受けられたので、会計処理が滞りなく進むための体制や基準を整え、今後、同様の事案が発生することのないように見直しを図られたい。</p> <p>1 河南地区青少年健全育成市民会議</p> <p>ア 会員から預かった賛助会費について、河南公民館の事務室に一定期間保管し、後日、当該団体の代表者に渡しているものが見受けられた。また、賛助会費を受領してから数日後に収入伺処理をしているものが見受けられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預り日</th> <th>預かった会費</th> <th>預金入金日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入伺日：7月5日 (59件※個人) 受領書月日：同日</td> <td>64,000円</td> <td rowspan="2">7月12日</td> </tr> <tr> <td>収入伺日：7月5日 (4件※団体) 受領書月日：同日</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>収入伺日：7月19日 (5件※個人) 受領書月日：7月5日</td> <td>5,000円</td> <td>8月7日</td> </tr> <tr> <td>収入伺日：11月21日 (1件※個人) 受領書月日：11月20日</td> <td>1,000円</td> <td>11月11日</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。また、その6件のうち3件の支出について、預金払出処理がされていないことから、出納簿残高と預金通帳残高に4,962円</p>	預り日	預かった会費	預金入金日	収入伺日：7月5日 (59件※個人) 受領書月日：同日	64,000円	7月12日	収入伺日：7月5日 (4件※団体) 受領書月日：同日	40,000円	収入伺日：7月19日 (5件※個人) 受領書月日：7月5日	5,000円	8月7日	収入伺日：11月21日 (1件※個人) 受領書月日：11月20日	1,000円	11月11日
預り日	預かった会費	預金入金日														
収入伺日：7月5日 (59件※個人) 受領書月日：同日	64,000円	7月12日														
収入伺日：7月5日 (4件※団体) 受領書月日：同日	40,000円															
収入伺日：7月19日 (5件※個人) 受領書月日：7月5日	5,000円	8月7日														
収入伺日：11月21日 (1件※個人) 受領書月日：11月20日	1,000円	11月11日														

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>の差額が生じていた。</p> <p>(ア) 会議室借用代（役員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 500 円（役員費）</li> <li>・支出 伺 令和元年 6 月 23 日</li> <li>・支払 日 令和元年 6 月 23 日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 監査日（12/18）現在未処理</li> </ul> <p>(イ) 会議室借用代（総会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 1,600 円（総会費）</li> <li>・支出 伺 令和元年 6 月 30 日</li> <li>・支払 日 令和元年 6 月 30 日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 監査日（12/18）現在未処理</li> </ul> <p>(ウ) 総会お茶代</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 2,862 円（総会費）</li> <li>・支出 伺 令和元年 7 月 4 日</li> <li>・支払 日 令和元年 7 月 4 日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 監査日（12/18）現在未処理</li> </ul> <p>(エ) 会議室借用代（少年の主張大会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 820 円（少年の主張大会）</li> <li>・支出 伺 令和元年 11 月 21 日</li> <li>・支払 日 令和元年 10 月 16 日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 令和元年 11 月 21 日</li> </ul> <p>(オ) 少年の主張大会に係る事務用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 87,825 円（少年の主張大会）</li> <li>・支出 伺 令和元年 12 月 2 日</li> <li>・支払 日 令和元年 11 月 14 日 ～同月 20 日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 令和元年 12 月 2 日</li> </ul> <p>(カ) 郵便切手代</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 4,670 円（通信費）</li> <li>・支出 伺 令和元年 12 月 2 日</li> <li>・支払 日 令和元年 11 月 6、7 日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 令和元年 12 月 2 日</li> </ul> <p>ウ 預金通帳から支払額を払出後に支出伺処理をしているものが見受けられた。</p> <p>(ア) 子育て支援ボランティア（貸出）</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 5,000 円 (活動協力費)</li> <li>・支出 伺 令和元年 7 月 14 日</li> <li>・支払 日 令和元年 7 月 14 日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和元年 7 月 12 日</li> </ul> <p>(イ) 旭山旗争奪野球大会 (共催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 10,000 円 (活動協力費)</li> <li>・支出 伺 令和元年 7 月 31 日</li> <li>・支払 日 令和元年 7 月 31 日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和元年 7 月 23 日</li> </ul> <p>(ウ) かなん加勢ソリ-大会実行委員会 (共催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 10,000 円 (活動協力費)</li> <li>・支出 伺 令和元年 12 月 4 日</li> <li>・支払 日 令和元年 12 月 4 日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和元年 12 月 2 日</li> </ul> <p>2 河南民族芸能文化財保存協会</p> <p>ア 平成 31 年度河南文化協会年会費の支出に係る領収証書に領収月日の記載がない。</p> <p>イ 第 42 回石巻地方神楽大会チケット代の支出調書に領収証書が添付されていなかったため、領収証書の受領が困難な場合は支出 (支払) 証明書を作成し添付すること。</p> <p>ウ 支払日 (領収日付) 以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>(ア) 河南文化協会年会費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 5,000 円 (諸費)</li> <li>・支出 伺 平成 31 年 4 月 17 日</li> <li>・支払 日 不明 (領収日付なし)</li> <li>・預金払出日 令和元年 5 月 28 日</li> </ul> <p>(イ) パネル製作費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 15,000 円 (事業費)</li> <li>・支出 伺 令和元年 7 月 6 日</li> <li>・支払 日 令和元年 7 月 6 日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和元年 7 月 18 日</li> </ul> <p>(ウ) 石巻地方神楽大会チケット代</p>

対象部課	不適正事項															
	項目	内容														
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 25,000 円 (諸費)</li> <li>・支出 伺 令和元年 7 月 12 日</li> <li>・支払 日 令和元年 7 月 14 日 (領収書なし)</li> <li>・預金払出日 令和元年 7 月 18 日</li> </ul> (エ) プログラム用紙代 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 4,400 円 (諸費)</li> <li>・支出 伺 令和元年 11 月 1 日</li> <li>・支払 日 令和元年 11 月 1 日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和元年 12 月 13 日</li> </ul> <p>3 石巻市子ども会育成会河南支部</p> <p>各子ども会から預かった令和元年度安全会会費等 (612,050 円) について、河南公民館事務室内の手提げ金庫に最長で約 1 ヶ月間保管し、後日、当該団体の事務局長に渡していたことから、事故防止の観点から速やかに処理すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">預り日</th> <th style="width: 33%;">預かった会費</th> <th style="width: 33%;">引渡日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 月 27 日 (1 件)</td> <td style="text-align: center;">83,400 円</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>5 月 10 日 (2 件)</td> <td style="text-align: center;">271,400 円</td> </tr> <tr> <td>同月 11 日 (1 件)</td> <td style="text-align: center;">54,800 円</td> </tr> <tr> <td>同月 12 日 (1 件)</td> <td style="text-align: center;">132,350 円</td> </tr> <tr> <td>同月 24 日 (1 件)</td> <td style="text-align: center;">70,100 円</td> </tr> </tbody> </table>	預り日	預かった会費	引渡日	4 月 27 日 (1 件)	83,400 円	5 月 31 日	5 月 10 日 (2 件)	271,400 円	同月 11 日 (1 件)	54,800 円	同月 12 日 (1 件)	132,350 円	同月 24 日 (1 件)	70,100 円
預り日	預かった会費	引渡日														
4 月 27 日 (1 件)	83,400 円	5 月 31 日														
5 月 10 日 (2 件)	271,400 円															
同月 11 日 (1 件)	54,800 円															
同月 12 日 (1 件)	132,350 円															
同月 24 日 (1 件)	70,100 円															
体育振興課 (河南中央公園)	財産管理事務	<p>都市公園使用許可に係る使用料の算定誤りについて</p> <p>都市公園施設設置・管理許可 (石巻市 (石教体) 指令第 16 号) に係る使用料について、都市公園条例別表第 2 の備考 5 において「使用料の額が月額で定められているものについて、使用期間が 1 月に満たないとき、又は使用期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。ただし、使用期間又はその端数が 15 日以内のときは、月額の半額とする。」と規定されているが、その端数が 15 日未満であったにもかかわらず 1 月として算定を誤り、過大に徴収していたので、都市公園条例に基づき適正に算定されたい。</p>														

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>(内容)</p> <p>設置期間 令和元年7月19日から 令和2年3月31日まで</p> <p>正徴収額 680円 (80円×8月+80円÷2×1月)</p> <p>誤徴収額 720円 (80円×9月)</p> <p>過大徴収額 40円</p>
体育振興課 (牡鹿交流センター)	収入事務	<p>自動販売機に係る電気料の算定誤りについて</p> <p>設置を許可している自動販売機に係る電気料(実費徴収)について算定を誤り、次のとおり過少に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容: 4~11月分)</p> <p>誤徴収額 8,490円</p> <p>正徴収額 10,071円</p> <p>過少徴収額 1,581円</p>